

7 農産第 2572 号
令和 7 年 9 月 1 日

一般社団法人日本養豚協会
会長 香川 雅彦 殿

日本養鶏農業協同組合連合会
代表理事長 杉原 健一 殿

農林水産省農産局長

国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領の
運用について

このことについて、下記のとおり、国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国
産米穀の特別販売要領（平成 21 年 5 月 1 日付け 21 総食第 135 号総合食料局長通知。
以下「特別販売要領」という。）の運用について定めましたので通知します。

記

- 特別販売要領第 4 の規定にかかわらず、令和 7 年度及び令和 8 年度においては、
年間販売限度数量について、令和 6 年度の国産米の飼料用への使用実績数量又は国
産飼料用米の年間予定使用契約数量のいずれかの 3 倍とする。